

⑫エセ同和事件

二〇〇七年二月一六日、広島県を中心とする同和団体を語り高額図書を押し売りしていた団体役員が逮捕された。これまでは訪問販売法違反での検挙であったが、同件は「組織犯罪処罰法違反」で逮捕されている。

香川県内では、一九九九年エセ同和行為撲滅のためのマニュアルを作成して以来、県内行政や各種団体との連携や連絡体制の確立をおこない、情報集中体系を確立してきたが、二〇〇六年の県内発生件数は四四件であった。これは氷山の一角であり、購入した消費者はその何倍にもなると予測される。また、近畿圏で発生した様々な不祥事を県内で発生させないための「組織内えせ同和行為防止」香川県連対策本部を設置してきた。

大阪でも、「えせ同和・えせ人権根絶連絡会議」（仮称）の設立に向けて二〇〇六年一月一〇日、準備会がひらかれた。飛鳥会事件を教訓に組織の内外を問わず、えせ同和行為、えせ人権行為の根絶に向けて幅広い団体の参画を得て取り組んでいくことが目的。準備会には部落解放同盟大阪府連、大阪府人権協会、大阪市人権協会、部落解放大阪府企業連合会、大阪同和・人権問題企業連絡会、大阪企業人権協議会、大阪市企業人権推進協議会、大阪府、大阪市の代表が出席した。